



STANDARD

2022年5月11日

各 位

会社名 第一建設工業株式会社
代表者名 取締役社長 内田 海基夫
(コード：1799 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員
総合企画本部長 本田 孝
電話番号 025-241-8111

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年6月24日開催予定の第80期定時株主総会における議案について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

II. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- (2) 自己株式取得の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載したものであります。

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 「(1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の社内取締役の報酬体系は、基本報酬と業績連動報酬で構成することとしております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、経験年数、担当職務等による基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとしております。業績連動報酬は、当社の業績に基づくインセンティブの賞与として年1回一定の時期に支給し、中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として、各事業年度の取締役の実績及び貢献度を加味して、総合的に評価し算出することとしております。

当社の社外取締役の報酬体系は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬としての月例の固定報酬のみによって構成しております。

また、当社は、2022年3月24日開催の取締役会決議に基づき、取締役の報酬等の決定に関する手続きの客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。当社取締役会は、取締役の報酬制度を含む取締役の報酬等について、指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定することとしております。

このように当社の社内取締役の報酬制度は当社の業績を反映するものとなっております。株価に連動した報酬を導入するとの考え方を当社として否定することはいませんが、上記株主総会において決議いただいた報酬限度額と支給実績額との差額の範囲内で当社の業績を反映させることは可能であり、これに加えて年額250百万円の株式報酬枠を設定することは、当社の実績に鑑みて明らかに過大であると考えております。

また、本株主提案では、当社の社外取締役及び監査役も含めて譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、社外取締役及び監査役の重要な役割の一つとして、経営陣による過剰なリスクを伴う業務判断等を回避させる事等もあり、社外取締役及び監査役の報酬が社内取締役と同内容の業績連動型である場合、社外取締役及び監査役の独立性に影響を及ぼす懸念が生じることから適切ではないと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

2. 「(2) 自己株式取得の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、自己株式の取得は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とし、当社の資本効率の向上及び株主還元の充実を図るために有効であると認識しており、これまで適宜自己株式の取得を実施してまいりました。直近では2021年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月13日に東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により取得総数101,000株、取得総額199,879,000円の自己株式の取得を行いました。

2021年5月12日発表の「中期経営計画 D-Vision 2025（2021年度～2025年度）」において、継続的な安定配当及び機動的な自己株式の取得等を実施することにより、総還元性向30%以上を2025年度 数値目標として定めました。

2021年度の単年度でも、普通配当40円に記念配当5円を加算した計45円としたほか、200百万円の自己株式を取得することにより、総還元性向30%以上となる見込みです。

当社株式の流動性に鑑みると、1年以内で3,000百万円の自己株式を取得することは現実的ではなく、上記中期経営計画における総還元性向及び実際の当社業績に基づき、当社株式の取引の状況及び株価を踏まえながら適宜自己株式の取得を実施することが適切であると考えています。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載しております。

第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において、年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)とすることが承認されているが、今般、当社の取締役(社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。)に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額250百万円以内、付与株式数の上限166,000

株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入されておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役にに対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役(社外監査役を含む)とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

2. 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、社普通株式を、株式総数2,000,000株、取得価額の総額金3,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

以 上